

令和 8 年 3 月

神戸市週休2日制工事実施要領の改定について (建築・建築設備工事)

令和6年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、本市では、原則全ての建築及び建築設備工事を週休2日制工事で発注することとしています。

この度、工事成績評定通知書(「工事成績評定通知実施要領」別記様式第1)から「週休2日工事達成状況」の記載欄が削除されることに伴い、「週休2日制工事実施要領」第12項に規定する、週休2日工事の達成状況を工事成績評定通知書に記載する旨の規定を削除しました。

適用：令和8年4月1日以降に工事成績評定を行う工事

(神戸市建築技術管理委員会事務局)

kentikugikan@city.kobe.lg.jp